

規制改革・民間開放の推進と 構造改革特区の評価について

2005年2月10日

日本経済研究センター

八代尚宏

当面の規制改革の論点

- 過去の古い規制を新しい時代の規制へ転換
- 官から民へ・国から地方への権限移譲
- 企業間競争の促進・情報公開で利用者選択
- 規制改革は国内産業間の自由貿易
- 多様な経済主体の参入規制撤廃(外資規制)

- 経済的規制から社会的規制の改革
- 構造改革特区の活用と評価による全国展開
- 官業・官製市場の民間開放と市場化テスト

構造改革特区の意義

1. 規制改革の社会的実験

- ・特定の地域に限定した規制改革の特例措置
- ・全国的な規制改革を促進させるための手段

2. 地方分権の実験

- ・自治体等による規制改革の提案
- ・特区事業実施に当たっての責任分担・保証人

3. 特区の評価を通じて全国的な展開

- ・特区のメニュー・設立・評価の三位一体。
- ・認定された特区数の拡大で事実上の全国化。

特区提案とその対応：メニューの作成 提案数の減少・成立率の低下傾向

	2002.8	2003.1	2003.7	2003.1	2004.7	2004.1	合計
提案数	426	651	280	338	385	286	2366
提案主体数	249	412	188	223	223	222	1517
うち地方自治体	231	248	112	121	250	110	1072
うち民間	18	164	76	102	135	112	607
A. 特区で実現	93	47	19	17	12	6	194
B. 全国で実現	111	77	29	33	35	27	312
C. 実現せず	222	527	232	288	338	253	1860

(注) Cには既存措置で対応可能なものも含まれ、全てが拒否ではない。

特区の認定数の着実な増加 農業・教育・生活関連で堅調な拡大

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	合計	(構成比)
国際物流	15	0	2	1	0	3	21	4.3
産学関連	23	8	2	2	2	1	38	7.7
産業活性化・IT	16	0	4	4	11	7	42	8.5
農業	13	2	10	20	15	19	79	16.0
都市農村交流	14	7	7	10	11	14	63	12.8
教育	17	16	8	32	10	28	111	22.5
幼保一体化	6	5	13	5	14	15	58	11.7
生活福祉	13	6	11	7	5	9	51	10.3
まちづくり	0	1	9	5	2	0	17	3.4
その他	0	2	6	2	0	4	14	2.8
合計	117	47	72	88	70	100	494	100.0

特区の全国評価のプロセス

- 規制改革の社会的実験の成果を示すことで、全国的な規制改革の促進
- 特区が全国的に展開されれば、特区の事業自体は残るが特区は自動的に消滅
- 政策評価は特区が設立されてから原則1年以内に実施・速やかな規制改革実施のため
- 10人の民間人からなる評価委員会
- 政策評価は消費者の視点での弊害に焦点

特区の弊害に重点をおいた評価

- 規制担当省庁が特区における規制の特例措置による弊害調査(弊害の立証責任の転嫁)
- 利用者が弊害のないことの立証責任を負わず
- 規制改革の目的は個人や企業の選択肢拡大
- 規制するための明確な根拠がなければ、撤廃か、より緩やかな規制へと改革が原則
- 評価基準は 地域を限定せずに全国で実施、引き続き特区においてのみ事業を実施(保留)、 特区の廃止ないし是正、等。

特区の全国展開に係る評価

- 1年間の成果として評価対象の2/3が全国展開
- 弊害立証は皆無。立証のための期間の交渉
- 特区の全国展開に係る問題点の顕在化

	16年度中に評価を行った特区数		
	上半期	下半期	16年度計
弊害認められず			
全国展開を勧告	26	20	46
次回に判断を延期	12	13	25
評価対象の特区合計	38	33	71
/			(重複除き67)
			8

全国展開の意味とその問題点

- 特区の認定なしに規制の特例措置が可能
- 事業者の利便性・特に全国的な事業活動
- 特区設立へのインセンティブへの影響
- 特区における「先行者利得」の評価
- 特区の全国展開は義務か選択肢か
- 全国展開の条件次第では、特区のまま維持した方が事業者に望ましい場合も。
- 規制改革と地方分権化との目的の矛盾？

地方公務員に係る臨時的任用事業

- 規制担当の総務省によれば「任期付き任用法」の改正により、特例法の実質的な意味は喪失
- 形式的には対応済み。実質的には？
- 新たな特区申請もあり、地方自治体のニーズもいぜん残っている可能性
- すでに類似の内容の法律が存在する場合、全国展開を前提としない形で特区の残存
- 廃止を前提とするものの、新たな特区申請の状況を見守るという形で、一定期間保留すること

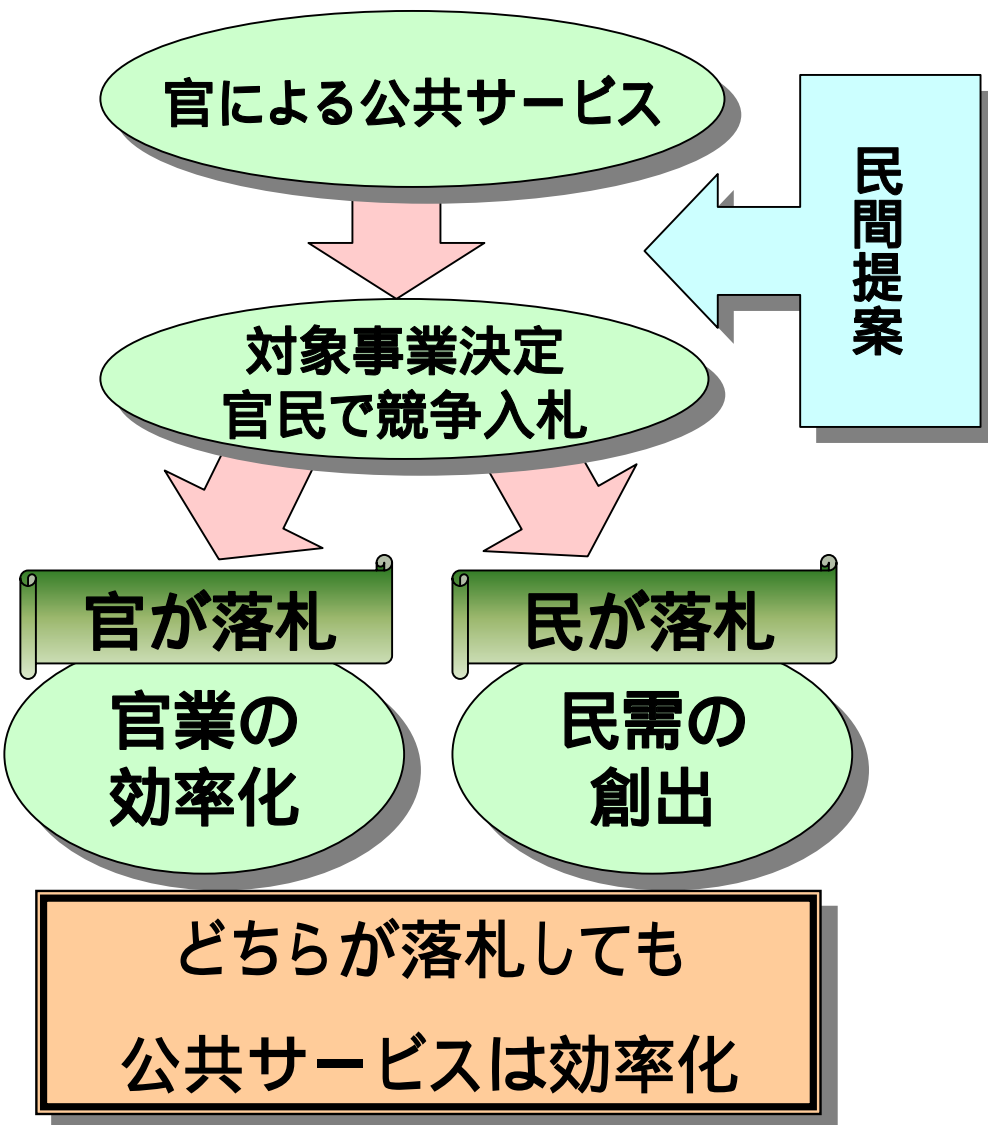
特定農業者による濁酒の製造事業

- グリーンツーリズムの観点から、農家民宿に係る規制緩和の一貫として、農家に限定した濁酒製造の規制緩和
- 酒税法の特例措置の全国展開では農家という特定の経営主体に限定した濁酒の数量制限緩和という保護措置
- 特区では、事実上、地方自治体の協力で実施されている酒税の徴収事務が、全国展開によって著しいコスト増
- 例えば、濁酒一般について酒税の対象外とするような規制緩和措置が取られない場合、現行の特区の事業のままだが現実的な策

構造改革特区研究開発学校設置事業

- 特区では、地方自治体の長が、事実上、学校運営に大きな裁量権を有している
- これを単に全国展開した場合には、学校運営の裁量権が文部科学省に戻ってしまい、教育の地方分権化の趣旨に反する
- 現行の自治体の長の裁量権を維持したまままで全国展開が可能でなければ、特区のまま維持することが望ましいのではないか

市場化テストとは・・・「官民競争入札」による官業の改革



官民競争の姿(例)

公的金融機関

VS

民間金融機関

国立大学法人

VS

医療法人、株式会社等

ハローワーク

VS

有料職業紹介事業者

「市場化テスト」導入のスケジュール

平成16年度

モデル事業の選定
(民間提案を最大限尊重)
ガイドラインの策定

今年中に決定

平成17年度

モデル事業の実施
(市場化テストの試行的導入)

平成18年度

「市場化テスト法(仮称)」の検討・整備
(推進母体のあり方の検討・措置)

法案作成等の推進体制の整備
評価・監視体制の整備

制度の全面的導入
(数値目標の適用)

具体的な適用事例の可能性

- 公務員の過剰な部門と過小な部門
- 印刷・統計・国有財産管理等の現業部門
- 警察・特許審査(公務員の補完)
- 税金・社会保険料の徴収(サービサー)
- 病院・大学等の独立行政法人
- ハローワーク・社会保険庁・行刑施設
- 地方自治体への適用・特区の活用も視野に
- 教育委員会・地方税徴収・国道建設・管理

市場化テストモデル事業(17年度)

(1) ハローワーク(公共職業安定所)

- 中高年就職支援のキャリア交流プラザの公設民営
- 若年者版キャリア交流プラザ事業
- 生涯職業能力開発促進センターでの職業訓練事業

(2) 社会保険庁関連

- 国民年金保険料の収納事業
- 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業
- 年金電話相談センター事業

(3) 行刑施設関連

- 施設警備や受刑者処遇の補助事務を包括的委託。